

## 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する国会報告

### 1 観察処分の期間の更新決定

平成21年1月23日, 公安審査委員会が観察処分の期間更新決定(第3回目)

### 2 団体規制法の見直し(附則2項)

オウム真理教には依然として危険性が認められることなどから, 団体規制法を廃止せず存続させるとの結論

### 3 観察処分の実施等

- オウム真理教の土地・建物(延べ35箇所, 実数32箇所)に合計21回にわたり立入検査を実施
- 同教団から4回にわたり報告を受領
- 延べ54(実数19)の関係地方公共団体に合計43回にわたり調査結果を提供

### 4 オウム真理教の現状

#### (1) 組織の概況

- 国内に信徒約1,500人(出家信徒約500人, 在家信徒約1,000人), ロシア連邦内に信徒約200人
- 国内に31箇所(15都道府県下)の拠点施設及び約80箇所の居住用施設, ロシア連邦内に数箇所の拠点施設を確保
- 麻原への絶対的帰依を明示的に強調する「Aleph」(主流派)と麻原の影響力を払しょくしたかのように装う「ひかりの輪」(上祐派)が中心

#### (2) 活動の概況

- 麻原の写真を祭壇等に掲げ, 麻原の修行に依拠した活動を行うなど, 依然として, 麻原が絶対的ともいえる影響力を保持
- 出家信徒を集団居住させて独自の閉鎖社会を構築し, 対外的な主張とは裏腹に両サリン事件への麻原の関与を否定するなど, 依然として, 閉鎖的・欺まんな的な体質も維持
- 一般企業に就業する出家信徒の給与, 在家信徒の布施等により多額の資金を獲得
- 青年層を主な対象に, 団体名を秘匿した巧妙な信徒勧誘活動を展開

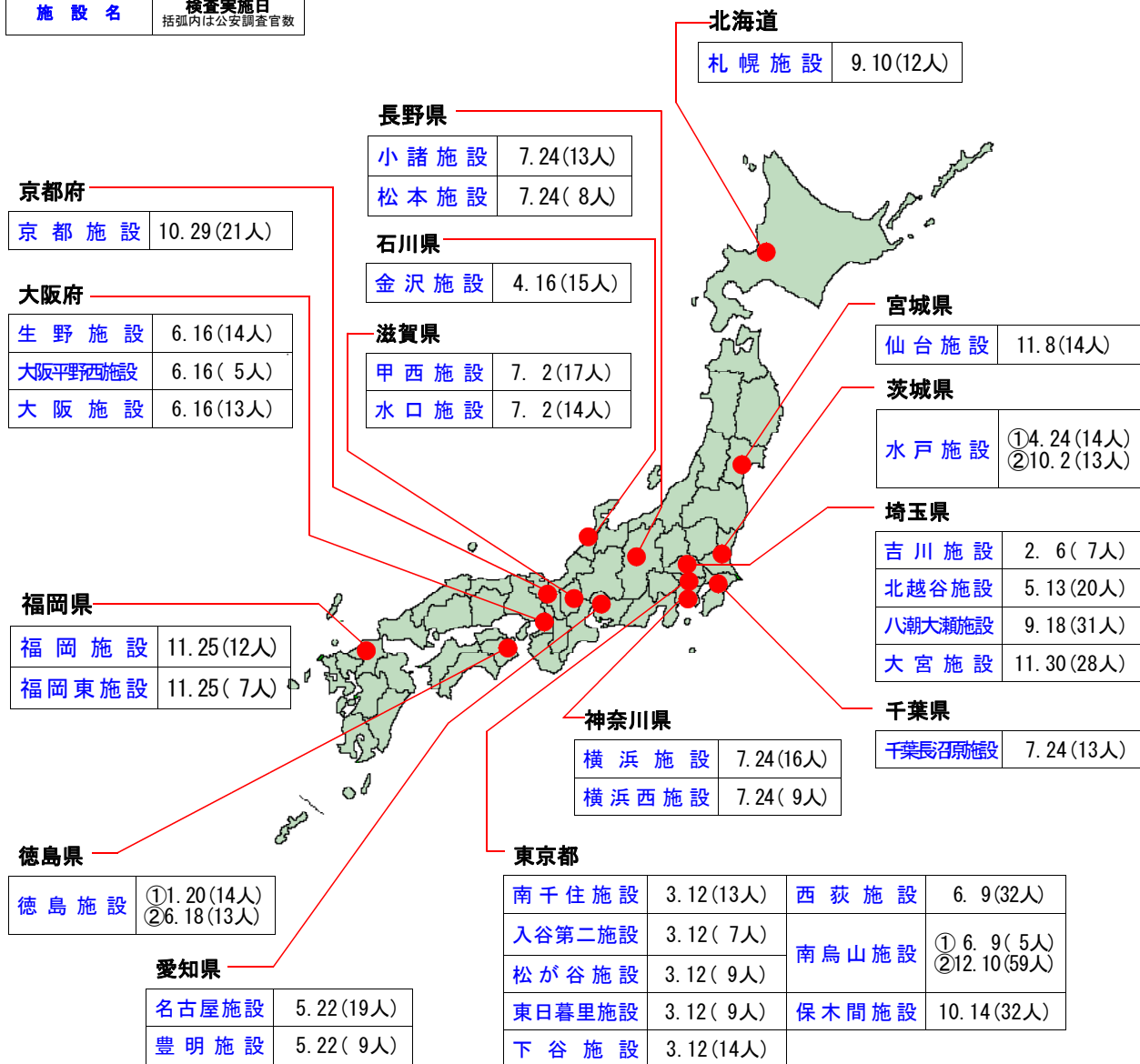


祭壇(6/16 大阪・生野施設)

# 立入検査実施施設

## 凡例

施設名	検査実施日 括弧内は公安調査官数
-----	---------------------



## 請求に基づく調査結果の提供先一覧

東京都	2回
東京都世田谷区	2回
東京都台東区	3回
埼玉県	6回
埼玉県越谷市	5回
埼玉県八潮市	2回
神奈川県横浜市	1回
長野県小諸市	1回
愛知県名古屋市	4回
愛知県豊明市	5回
岐阜県	1回
石川県金沢市	4回
大阪府大阪市	2回
京都府京都市	1回
滋賀県	6回
滋賀県甲賀市	3回
滋賀県湖南市	2回
徳島県徳島市	3回
福岡県福岡市	1回